

風しんの追加的対策に係る Q&A (第 10 回)

平成31年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について紹介します。

事例 1

【質問】誤って風しん単味ワクチンを接種した場合でも、クーポン券で費用請求できるのでしょうか。

【回答】クーポン券を使用し、国保連をとおして請求できるのは、**MR ワクチン**のみです。

ただし、定期接種として費用請求できる場合があるので、被接種者の居住する市区町村に速やかに相談してください。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正(2019年10月31日一部改訂)」の55ページに記載。*

事例 2

【質問】クーポン券の発行元市区町村と居住している市区町村とが異なる場合はどのように扱うのでしょうか。

【回答】引っ越しなどにより、クーポン券の発行元市区町村と、受検日又は接種日時時点で対象者が居住している(住民票のある)市区町村が一致していない場合は、クーポン券を用いた風しんの抗体検査および風しんの第5期の定期接種を実施したとしても、市区町村から実施機関に費用を支払うことができません。

住民票のある市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要がありますので、受診者にその旨をお伝えしてください。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正(2019年10月31日一部改訂)」の46ページに記載。*

事例 3

【質問】クーポン券を使用し、抗体検査を受検ご希望の方が、平成26年4月1日以降に抗体検査を受けており、結果も保有しています。過去の抗体検査の結果から、明らかに予防接種の必要な方ですが、クーポン券を使用し、抗体検査を受けることは可能でしょうか。

【回答】抗体検査を実施しなくても構いませんが、受診者が希望される場合は、抗体検査を実施することは可能です。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正(2019年10月31日一部改訂)」の48ページに記載。*

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼手引き掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

お問い合わせ先 審査第1課 審査管理係

TEL 0985-25-5504 / FAX 0985-25-5642

E-mail: sskanri@kokuhoren-miyazaki.or.jp